

説明会開催時に受けた主なご質問

1 検査証明書の添付の要否

(1) 植物防疫法施行規則別表2の14及び15の項の植物の欄に記載されるイネ、オオムギ属、コムギ属、カモジグサ属、ライムギ属の乾草(茎葉)は、検査証明書を添付すれば輸入できるのか。

規則別表2の14及び15の項の植物が輸入禁止対象地域以外から輸入される場合は、乾燥、圧縮、細断、破碎、粉碎の加工がされていれば検査証明書は必要ないか。

(2) ダイズ豆は、検査証明書を添付する必要があるか。

(3) コメを破碎している場合、検査証明書の添付は不要との認識でよいか。

(4) 食糧用輸入小麦は、検査証明書を添付する必要があるか。

(5) ススキやパンパスグラス等、観賞用ドライフラワーに含まれるイネ科種子も検査証明書の添付が必要な植物に該当するのか。

(6) 焙煎前のコーヒー豆(生豆)は、検査証明書を添付する必要があるのか。

(7) 飼料用途の植物は、ダイズかす(搾油処理)、サイレージ(発酵処理)などの加工品であっても、検査証明書を添付する必要があるか。

(8) 飼料用途の植物がペットフードとして小売用絵袋に包装されているものは、検査証明書を添付する必要があるか。

(9) 猫の嗜好品のマタタビ(乾燥・小売用絵袋ではない)は、木材に該当し、検査証明書を添付する必要があるか。

(10) 木材こん包材は、今後、検査証明書を添付する必要があるか。

(11) 木材は、樹種を問わず、検査証明書を添付する必要があるか。

(12) 原木の樹皮を剥いだ状態の木材は、検査証明書を添付する必要があるか。

(13) 竹材は、豆類等の栽培で支柱(農業生産資材)として使用する場合は検査証明書が必要になるが、熊手等の竹製品の一部品として輸入する場合は、検査証明書を添付する必要があるか。

(14) 苗木の根周りに使用されているピートモスやミズゴケは、検査証明書を添付する必要があるか。

(15) 加工工程で得られた副産物(食用又は飼料用)は、検査証明書を添付する必要があるか。

(16) 薪は、検査証明書を添付する必要があるか。

(17) 殻付きクリの凍結品は、検査証明書を添付する必要があるか。

(18) 2つに割れた豆は検査証明書が必要で、ひき割れの豆は検査証明書が不要という違いは何か。

(19) 「圧縮」とは、どの程度の加工を施したものなのか。ミズゴケをプレスした状態も圧縮か。

(20) 「圧縮」、「細断」、「破碎」等の加工の程度に定量的な基準はあるのか。

(21) 「園芸」や「飼料用」など用途の確認方法はどのように行うのか。

(22) 検査証明書の添付の要否は、今後、病害虫の付着の変化などで変わるのか。

(23) 検査証明書の添付が必要とされている植物を輸入前にくん蒸した場合は、検査証明書を添付する必要があるか。

2 検査証明書

(24) 検査証明書の添付が必要な植物について、輸出国で輸出検査を受検せずに検査証明書無添付で輸入した場合の取扱いはどうなるのか。

(25) 検査証明書の添付が不要な植物は、日本の輸入検査を受検しなくてもよいのか。

(26) 検査証明書の輸入港の欄に記載されている港と、実際に輸入された港が異なる場合、検査証明書の記載不備となるか。

(27) 貨物到着までに検査証明書の原本が届かない場合、どのような取扱いとなるのか。

(28) コンテナ混載貨物で一部に検査証明書無添付の荷口があった場合、混載貨物の全ての荷口が廃棄又は返送となるのか。

(29) 検査証明書に記載する植物名は商品名でよいのか、学術名を書くべきであるか。また、BL (Bill of Lading) と異なっていることで問題となることはあるか。

(30) 原産国から直送されず、第三国から輸入する場合、原産国の検査証明書が必要になるか。

(31) 本船バラ積み貨物(穀類等)の数量が検査証明書の数量を超過していることが判明した場合、どの様な取り扱いとなるのか。

(32) 検査証明書を取得した後に荷口が分割し、それぞれ別便で輸出される場合、取得済みの検査証明書1枚で対応可能か。また、最初の便が港に到着した際に植物防疫所に説明すれば良いか。

(33) 同一検査証明書で証明された貨物を複数港に荷卸しする場合、検査証明書の原本は1港目に提出するが、2港目以降はどうすればよいのか。

(34) 穀類等のバラ積み本船貨物の場合、検査証明書は1枚・1輸入者で取得することがあるが、実際は同一貨物に複数の輸入者が存在している。申請時に注意することはあるか。

【電子媒体による検査証明書】

(35) 電子媒体による検査証明書を photocopy やメールに添付された PDF で検査申請をすることは可能か。

3 検査

(36) 検査証明書の添付の厳格化に伴い、検査方法が見直しされて変更されるのか。

4 検査不要品

(37) すでに、検査不要品として取り扱われているものは、今後、検査証明書を添付する必要があるか。

(38) 加工の種類やその程度によっては検査不要品と判断されるが、初回輸入時には検査証明書を添付する必要があるか。

5 その他

(39) 検査証明書が添付された植物が病害虫付着により検査不合格となった場合、輸出国に対して通報や輸出停止要請を行うことがあるのか。

(40) 検査証明書の有効期間はあるか。

(41) 検査証明書添付の厳格化に係る英文資料の提供をお願いしたい。

(42) 検査証明書添付の厳格化の開始日は、検査日と入港日のどちらを基準とするのか。

1 検査証明書の添付の要否

(1) 植物防疫法施行規則別表2の14及び15の項の植物の欄に記載されるイネ、オオムギ属、コムギ属、カモジグサ属、ライムギ属の乾草(茎葉)は、検査証明書を添付すれば輸入できるのか。

規則別表2の14及び15の項の植物が輸入禁止対象地域以外から輸入される場合は、乾燥、圧縮、細断、破碎、粉碎の加工がされていれば検査証明書は必要ないか。

答) 植物防疫法施行規則別表2の14及び15の項の植物の欄に記載されているイネ、オオムギ属、コムギ属、カモジグサ属、ライムギ属の乾草(茎葉)は、同表に記載されている輸入禁止対象地域からの輸入はできません。

輸入禁止対象地域以外から輸入する場合、①乾燥による加工、②乾燥と圧縮による加工、③乾燥と細断による加工、④乾燥と破碎又は粉碎による加工が施されていても検査証明書は必要です。ただし、植物検疫の対象となる病害虫が付着するおそれがない程度まで高度に加工された植物又は、植物加工品等は輸入植物検疫の対象となりません。(38)を参照)

(2) ダイズ豆は、検査証明書を添付する必要があるか。

答) ダイズ豆はマメ科植物の種子に該当する品目です。単に乾燥した状態であれば、ダイズ豆(いわゆる丸大豆)などマメ科植物の種子は検査証明書の添付が必要です。ただし、破碎、細断等の加工がされたダイズ豆は検査証明書の添付が不要です。(18)を参照)

(3) コメを破碎している場合、検査証明書の添付は不要との認識でよいか。

答) 破碎されたコメ(精米、玄米)、いわゆる碎米は、乾燥し、かつ人為的に破碎したコメのため、検査証明書の添付は不要です。ただし、これを肥料や飼料に用いる場合には、検査証明書の添付が必要です。

(4) 食糧用輸入小麦は、検査証明書を添付する必要があるか。

答) 食糧用輸入小麦はイネ科植物の種子に該当する品目です。単に乾燥した状態のイネ科植物の種子は、検査証明書の添付が必要です。ただし、破碎、粉碎等の加工がされた食糧用小麦は、検査証明書の添付が不要です。

(5) ススキやパンパスグラス等、観賞用ドライフラワーに含まれるイネ科種子も検査証明書の添付が必要な植物に該当するのか。

答) ドライフラワーの花穂やポプリに付着又は混在するイネ科種子は検査証明書の添付が必要な植物に該当しません。

なお、ドライフラワーであっても、使用される植物や部位により検査証明書の添付が必要な場合がありますので、輸入予定の植物について、具体的な情報がありましたら、事前に植物防疫所にお問い合わせください。

(6) 焙煎前のコーヒー豆(生豆)は、検査証明書を添付する必要があるのか。

答) 焙煎前のコーヒー豆(生豆)は、通常乾燥された状態で輸入されており、検査証明書の添付が不要です。

(7) 飼料用途の植物は、ダイズかす(搾油処理)、サイレージ(発酵処理)などの加工品であっても、検査証明書を添付する必要があるか。

答) ダイズかす等の加工品であっても、飼料用途の場合には検査証明書の添付が必要です。

ただし、植物検疫の対象となる病害虫が付着するおそれがない程度まで高度に加工された植物又は、植物加工品等は輸入検査の対象とならない場合がありますので、詳細については植物防疫所にお問い合わせください。(38)を参照。)

(8) 飼料用途の植物がペットフードとして小売用絵袋に包装されているものは、検査証明書を添付する必要があるか。

答) 飼料用途であっても、小売用絵袋などに包装されているペットフードは、検査証明書の添付は不要です。

(9) 猫の嗜好品のマタタビ(乾燥・小売用絵袋ではない)は、木材に該当し、検査証明書を添付する必要があるか。

答) ペット用の乾燥されたマタタビは、植物検疫関係規則で規定する「木材」に該当しないため、検査証明書の添付は不要です。

(10) 木材こん包材は、今後、検査証明書を添付する必要があるか。

答) 植物検疫措置に関する国際基準(No.15)に基づく処理表示がある木材こん包材は、輸入検査の対象とならないため、これまでどおり、検査証明書の添付は不要です。なお、処理表示がない木材こん包材については、検査証明書の添付は必要ありませんが、輸入検査の対象となるため、遅滞なく植物防疫所へ輸入検査申請を行ってください。

木材こん包材については[こちら](#)を参考にしてください。

(11) 木材は、樹種を問わず、検査証明書を添付する必要があるか。

答) 圧縮、細断、破砕及び粉碎されていない木材は、樹種を問わず、検査証明書の添付が必要です。

(12) 原木の樹皮を剥いだ状態の木材は、検査証明書を添付する必要があるか。

答) 製材の状態であれば輸入検査の対象とならないため、検査証明書の添付は不要です。原木であっても、病害虫の付着が認められない程度に完全に樹皮が除去されている場合は、検査証明書の添付は必要ありません。ただし、一部に樹皮が残るなど、剥皮が不十分な場合は「木材」として輸入検査を行う必要があるため、輸出時の確認を確実にし、必要があれば輸出検査の上、検査証明書を取得してください。

(13) 竹材は、豆類等の栽培で支柱(農業生産資材)として使用する場合は検査証明書が必要になるが、熊手等の竹製品の一部品として輸入する場合は、検査証明書を添付する必要があるか。

答) 熊手のような完成品であれば、竹の加工品として植物に該当しない品目(検査不要品)と判断しております。なお、完成品の一部に使用される部材の場合には、輸入検査の対象となりますが、農林業の生産資材用でなければ検査証明書の添付は不要です。

加工状態や用途により検査証明書の添付の要否が異なるため、検査申請にあつては用途等について資料の添付や追加説明をお願いします。

(14) 苗木の根周りに使用されているピートモスやミズゴケは、検査証明書を添付する必要があるか。

答) 通常、苗木の検査証明書には、ピートモス等の植込み材料も含めて輸出国で検査され検査証明されるため、植込み材料を対象として個別に検査証明書を添付する必要はありません。

(15)加工工程で得られた副産物(食用又は飼料用)は、検査証明書を添付する必要があるか。

答)加工品の場合、加工の程度で検査対象とならない場合があります。このため具体的な工程を確認して個別に検査の要否を判断することになりますので、植物防疫所にご相談ください。

検査対象となった場合、用途が食用の場合には、検査証明書を添付する必要はありませんが、飼料用の場合には、検査証明書の添付が必要です。

(16)薪は、検査証明書を添付する必要があるか。

答)樹皮が残っている薪は、その種類が植物防疫法施行規則第4条の4号のただし書きに規定された植物に該当する場合は、検査証明書の添付が必要です。

一方、薪の種類が、同号のただし書きに規定された植物に該当しない場合は、検査証明書の添付は必要ありません。

なお、病虫害の付着が認められない程度に完全に樹皮が除去されている場合は、薪の種類(植物名、部位)によらず輸入検査の対象となりません。(検査証明書の添付は必要ありません。)

(17)殻付きクリの凍結品は、検査証明書を添付する必要があるか。

答)殻付きクリの凍結品は、検査証明書の添付は不要です。

(18)2つに割れた豆は検査証明書が必要で、ひき割れの豆は検査証明書が不要という違いは何か。

答)加工の違いによるものです。豆は通常、子葉部分が2つ揃った状態であり、これが乾燥により自然に分離しただけの豆が、いわゆる「2つに割れた豆(半割れ)」で、乾燥以外の加工がおこなわれていないものと判断しています。一方、「ひき割れ(ひき割り)」とは、人為的に挽く作業がなされ、「破碎された豆」と判断しています。

(19)「圧縮」とは、どの程度の加工を施したもののなのか。ミズゴケをプレスした状態も圧縮か。

答)ミズゴケ単体に対して変形するほどの圧力をかけた状態を「圧縮」と判断しています。束ねたミズゴケに圧力をかけてカサを小さくしただけでは、植物防疫法施行規則第4条で規定するところの圧縮とは判断されません。

(20)「圧縮」、「細断」、「破碎」等の加工の程度に定量的な基準はあるのか。

答)植物の種類や部位又は用途に応じて適切とされる加工の程度は異なるため、一律の妥当な数値を示すことは困難です。このことから、加工の程度を定量的な基準として数値化したものはありません。加工の程度がわかる写真等の情報を準備いただき、輸入前に植物防疫所にお問合せください。

(21)「園芸」や「飼料用」など用途の確認方法はどのように行うのか。

答)原則として、検査申請書に添付される関係書類等により確認を行いますので、明瞭な申請をお願いします。なお、場合によっては、追加の情報等をお聞きすることもありますのでご協力ください。

(22)検査証明書の添付の要否は、今後、病害虫の付着の変化などで変わるのか。

答)過去の輸入検査実績等を踏まえたリスク評価の結果により、病害虫の付着リスクが低いと判断できたものが検査証明書の添付が免除される植物として植物防疫法施行規則第4条に規定されています。

今後、輸入検査実績等を踏まえたリスク評価を行った結果、病害虫の付着リスクが低いと判断できれば、検査証明書の添付が見直されることがあります。

(23)検査証明書の添付が必要とされている植物を輸入前にくん蒸した場合は、検査証明書を添付する必要があるか。

答)検査証明書の添付が必要な植物にあっては、本船くん蒸等の輸入前のくん蒸が実施されたかどうかに関わらず、検査証明書の添付が必要です。

2 検査証明書

(24) 検査証明書の添付が必要な植物について、輸出国で輸出検査を受検せずに検査証明書無添付で輸入した場合の取扱いはどうなるのか。

答) 検査証明書の添付が必要な植物に検査証明書が添付されていない場合、日本への輸入が認められません。廃棄あるいは返送(第三国への移送も含まれます。)を講じていただくこととなります。

(25) 検査証明書の添付が不要な植物は、日本の輸入検査を受検しなくてもよいか。

答) 植物検疫の対象となる植物は、輸出国政府の検査証明書の添付の要否に関わらず、輸入時の検査は必要となります。

(26) 検査証明書の輸入港の欄に記載されている港と、実際に輸入された港が異なる場合、検査証明書の記載不備となるか。

答) 検査証明書に記載された日本の港が、実際に輸入された港とは違う場合、検査証明書の記載不備として取り扱っていません。ただし、日本以外の港が記載されていた場合は事情を聞き取ったうえで、必要があれば差し替えを求めることがあります。

(27) 貨物到着までに検査証明書の原本が届かない場合、どのような取扱いとなるのか。

答) 検査証明書の原本(紙媒体)が未着であっても、コピーや PDF ファイルのプリントが申請時に添付され、その記載内容に問題がなければ検査実施の願い書の提出により検査を実施し、その結果消毒が必要となれば消毒を行うことができます。

しかし、合格証明書の発給にあつては、原本(紙媒体)の提出をもって発給します。電子媒体の検査証明書の場合にあつては[\(35\)](#)を参照ください。

(28) コンテナ混載貨物で一部に検査証明書無添付の荷口があった場合、混載貨物の全ての荷口が廃棄又は返送となるのか。

答) 混載貨物の一部に検査証明書の添付が必要な植物があり、かつ検査証明書が無添付であった場合には、日本への輸入は認められず、当該植物は廃棄又は返送となります。なお、当該植物が箱や袋等で分けられている場合は、全ての荷口が廃棄又は返送とはならず、当該植物のみとなりますが、混在して分けられない場合は、全ての荷口を廃棄又は返送することとなります。

(29) 検査証明書に記載する植物名は商品名でよいか、学術名を書くべきであるか。また、BL (Bill of Lading) と異なっていることで問題となることはあるか。

答) 検査証明書には品目名と学術名を記載する欄がありますので、どちらも記載してください。BL (Bill of Lading: 船荷証券) と検査証明書の品目名が同じ記載の場合は問題となりませんが、何らかの事情で異なる場合は関係書類等を確認する場合があります。

(30) 原産国から直送されず、第三国から輸入する場合、原産国の検査証明書が必要になるか。

答) 一旦、第三国に輸入された場合は、第三国が発行する検査証明書が必要となり、当該証明書には輸出国と原産国がそれぞれ記載されることとなります。

また、原産国から第三国を経由して輸出される場合は、第三国が再輸出証明書(第三国を経由している間の植物防疫上の状態に問題ないことを証明する書類)を発行する場合があります。

(31) 本船バラ積み貨物(穀類等)の数量が検査証明書の数量を超過していることが判明した場合、どの様な取り扱いとなるのか。

答) 穀類や木材のバラ積み本船貨物において、申請時の関係書類の確認において、仕出港出港時のインボイス記載数量等と検査証明書記載数量が一致することを確認します。万が一、数量が一致しない場合には、事情説明と該当書類の差し替えを求め、問題がないことが確認されれば検査を行います。

なお、検査後に、荷揚げ実数を把握するために、「検量証明書」の提出は求めません。仮に、検査合格証明書の発給後に、検量の結果を踏まえて輸入数量の訂正の申し出があった場合には、検査合格証明書の数量を是正したものを発給し、申請書類などの不備として取り扱いはいたしません。

(32) 検査証明書を取得した後に荷口が分割し、それぞれ別便で輸出される場合、取得済みの検査証明書1枚で対応可能か。また、最初の便が港に到着した際に植物防疫所に説明すれば良いか。

答) 輸送中に一部の荷口の積載船又は積載航空機が異なってしまう、いわゆる「スプリット」が生じた場合には、最初の便が到着する港を担当する植物防疫所へ、検査証明書の原本の提出と併せて、事情説明を行うようお願いいたします。検査証明書と荷口の突合が可能であれば、1枚の検査証明書で対応します。

また、検査証明書と荷口との突合には関係書類(インボイスや BL、パッキングリスト等)の確認を行うことがありますので、関係書類を保持していただき、必要に応じて提出をお願いいたします。

(33) 同一検査証明書で証明された貨物を複数港に荷卸しする場合、検査証明書の原本は1港目に提出するが、2港目以降はどうすればよいのか。

答) 穀類・木材等のバラ積み本船貨物を複数港で荷卸しする場合、積載された植物の総数が記載された検査証明書が、最初に寄港した港に1枚提出されれば、当該検査証明書の真正性及び関係書類との整合性を、1港目を担当する植物防疫所で確認します。確認結果に問題がなければ、次港以降を担当する植物防疫所に検査証明書を提出する必要はありません。2港目以降の連絡は植物防疫所間で行います。

(34) 穀類等のバラ積み本船貨物の場合、検査証明書は1枚・1輸入者で取得することがあるが、実際は同一貨物に複数の輸入者が存在している。申請時に注意することはあるか。

答) 1輸入者に対して発行された検査証明書に、輸入者が複数存在する場合でも、各輸入者の売買契約書、インボイス等関係書類と検査証明書の記載内容との整合性が確認できれば問題ありません。

【電子媒体による検査証明書】

(35) 電子媒体による検査証明書を photocopy やメールに添付された PDF で検査申請をすることは可能か。

答) 検査証明書の電子媒体が輸出国の植物防疫機関で作成したと認められるものであれば、検査申請を受け付けます。また、検査を行い、結果に問題がなければ合格証明書の発給を行います。

検査証明書については[こちら](#)を参考にしてください。

3 検査

(36) 検査証明書の添付の厳格化に伴い、検査方法が見直しされて変更されるのか。

答) 検査証明書の添付の厳格化に伴う検査抽出量や検査方法等の変更はありません。

4 検査不要品

(37) すでに、検査不要品として取り扱われているものは、今後、検査証明書を添付する必要があるか。

答) すでに、輸入植物検疫の対象となっていない品目(いわゆる検査不要品)は、令和5年8月5日以降もその取扱いは変わらず、輸入検査の対象とはなりませんので、検査証明書の添付は不要です。

(38) 加工の種類やその程度によっては検査不要品と判断されるが、初回輸入時には検査証明書を添付する必要があるか。

答) 初回輸入時に確認した結果、輸入植物検疫の対象から除外されるほどの加工が行われていないと判断された場合、輸入検査を行うこととなり、さらには、検査証明書の添付が必要となる場合もあるため注意が必要です。

リスク回避のため、あらかじめ検査証明書を取得した上でサンプルを輸入し、植物防疫所の確認を受けることをお勧めします。

5 その他

(39) 検査証明書が添付された植物が病害虫付着により検査不合格となった場合、輸出国に対して通報や輸出停止要請を行うことがあるのか。

答) 付着していた病害虫の種類や付着の状況等を踏まえて、輸出国が実施した検査証明が不適切と判断される事案は、輸出国に対して輸入検査の状況等を通報します。また、付着していた病害虫が、我が国への侵入を特に警戒している病害虫の場合には、輸出国に対して輸出停止を要請することがあります。

(40) 検査証明書の有効期間はあるか。

答) 国際植物防疫条約の国際基準において、検査証明書の有効期間は輸出国及び輸入国において定めることができることになっていますが、日本においては特に定めていません。なお、輸出国側で輸出までの期間を定めている場合があり、その場合には当該期限を過ぎると有効な検査証明書として取り扱いませんのでご注意ください。

(41) 検査証明書添付の厳格化に係る英文資料の提供をお願いしたい。

答) 以下のリンクにより、農林水産省から各国の検疫機関に対して通報した内容が確認できます。

[検査証明書の添付が免除される植物の見直しについて](#)

また、令和5年2月に開催した、検査証明書添付の厳格化に係る説明会の英文資料は、以下のリンクから確認できます。

[令和5年2月 説明会資料\(英語版\)](#)

(42) 検査証明書添付の厳格化の開始日は、検査日と入港日のどちらを基準とするのか。

答) 「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」に記載される入港日を基準とします。

なお、通常、海港の場合は、本船が輸入港の港域内に入港した日(予定日)を入港日として「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」に記載いただいています。

(※参考) [植物、輸入禁止品等輸入検査申請書\(手続様式一覧\)](#)